

すること・受けること 妊娠・出産・子育て ナビゲーションシート



印：商品券等の支給がある事業です。

令和7年度版

妊
娠

□妊娠届

□妊婦面接

保健師または助産師が体調などをお伺いします。
「子育て応援ギフト1万円相当」を差し上げます。
「産前：妊婦支援給付金5万円」をご案内します。

子育て応援メール
の登録

□分娩医療機関予約

遅くとも妊娠8週目までには予約しましょう。

□妊婦健診受診開始

同封の受診票で費用の一部を14回分助成します。
※都外での受診は「里帰り等妊婦健康診査費用助成制度」を利用

□妊婦超音波検査（4回分）・妊婦子宮頸がん検診（1回分）

同封の受診票で費用の一部を助成します。

□妊婦歯科健診（1回分）＜委託歯科医療機関で実施＞

同封の受診票で1回無料で受けられます。

出産準備教室
に参加

□妊娠8か月アンケート

アンケートをお送りし、体調などをお伺いします。
回答がない方にはご連絡させていただく場合があります。

パパのための
子育てセミナー

出
産

◆出生後に必ず行う手続き

妊娠中から手続き先を確認しておきましょう。

- 出生届（14日以内）
- 健康保険加入手続き
- 児童手当（15日以内）
- 乳幼児医療証（なるべく14日以内）

□出生通知書（赤ちゃん訪問依頼書）

できるだけ14日以内に電子申請してください。

産後ケア事業
の利用

□新生児聴覚検査

同封の受診票で費用の一部を助成します。

□先天性代謝異常検査

出産する医療機関で実施します。

にこにこサポート
の利用

0
歳

1
歳

2
歳

3
歳

□すこやか赤ちゃん訪問

保健師または助産師がご自宅を訪問し、発育状況や子育ての相談をお受けします。
「産後：妊婦支援給付金5万円」をご案内します。

びよびよサポート
の利用

□1か月児健診【個別健診】

1か月児健康診査の費用の一部を助成します。

□予防接種スケジュール確認

予防票を送付します。妊娠中から確認しておきましょう。

□4か月児健診【集団健診：地域健康課で実施】

地域健康課から案内を送付します。

児童館の利用

□6～7か月児健診【個別健診：委託医療機関で実施】

4か月児健診案内に無料受診票を同封しています。

ファミリーサポート
の利用

□9～10か月児健診【個別健診：委託医療機関で実施】

4か月児健診案内に無料受診票を同封しています。

育児学級
に参加

□ファーストバースデーサポート事業

1歳の誕生日を迎えた子の保護者へアンケートで子育て状況を確認します。
回答した方へ「子育て応援ギフト3万円相当」を差し上げます。

むし歯予防教室
に参加

□1歳6か月児健診【集団健診：地域健康課で実施】

地域健康課から案内を送付します。

□セカンドバースデーサポート事業

2歳の誕生日を迎えた子の保護者へアンケートで子育て状況を確認します。
回答した方へ「子育て応援ギフト」を差し上げます。
※子育て応援ギフトの金額は、対象の子の出生順位により異なります。

□2歳児歯科健診・フッ化物塗布【個別健診：委託歯科医療機関で実施】

1歳6か月児健診案内に無料受診票を同封しています。

□3歳児健診【集団健診：地域健康課で実施】

地域健康課から案内を送付します。

□幼児歯科健診・フッ化物塗布【個別健診：委託歯科医療機関で実施】

3歳児健診案内に無料受診票を同封しています。

注)各事業の名称や支給額、対象者等は変更になる場合があります。



妊娠・出産・子育て事業

各事業の詳細は大田区ホームページをご参照ください。



©大田区

大田区から転出される方へ

転出後の各種サービスについては、転出先の自治体にご相談ください。

妊 婦	
各種サービス	転出後は…
母子健康手帳	大田区で交付されたものを、引き続きお使いください。 転出後、新住所をご自分で追記してください。
妊婦健康診査受診票 超音波健康診査受診票 妊婦子宮頸がん検診受診票 新生児聴覚検査受診票 等	転出先の区市町村担当窓口で手続きをしてください。
妊婦歯科健康診査受診票	大田区から転出するとご利用できません。
都外での妊婦健康診査受診分がある方	大田区に住んでいた期間の受診分について、「里帰り等妊婦健康診査費用助成」の申請をしてください（詳しくは『受診票セット』3～4ページをご覧ください。）
出生通知書 (すこやか赤ちゃん訪問依頼書)	大田区への申請は不要です。 転出先の区市町村担当窓口で新しい出生通知書を受け取ってください。

妊娠・出産・子育てに関するご相談・問い合わせ

お住まいを管轄する地域健康課までご連絡ください。

大森地域健康課	03-5764-0661
調布地域健康課	03-3726-4145
蒲田地域健康課	03-5713-1701
糺谷・羽田地域健康課	03-3743-4161

乳 幼 児	
各種サービス	転出後は…
母子健康手帳	大田区で交付されたものを、引き続きお使いください。転出後、新住所をご自分で追記してください。
乳児健康診査受診票	母子健康手帳を持参し、転出先の区市町村担当窓口でご相談ください。
幼児歯科健康診査・フッ化物塗布受診券	大田区から転出するとご利用できません。
予防接種	大田区の「定期予防接種受診票」は転出するとご利用できません。 母子健康手帳を持参し、転出先の区市町村担当窓口でご相談ください。

キラリ☆健康おた

～健康づくりの4つのアクション（①運動②食事③休養④喫煙と飲酒のリスクの理解と行動）と健診・がん検診の受診を大田区は推奨しています～



©大田区